

2019年8月13日

報道機関 各位

四国労働金庫
理事長 杉本 宗之
香川県高松市浜ノ町72番3号

四国労働金庫は「えるぼし認定企業」として 最上位の第3段階に認定されました

四国労働金庫（高松市：理事長 杉本 宗之）は、このたび厚生労働大臣が認定する女性の活躍推進に関する状況が優良な企業として「えるぼし認定企業」の最上位の第3段階に認定されました。

令和元年8月8日に香川労働局において、認定通知書交付式が行われ、杉本理事長が、香川労働局長 本間之輝様より認定証を授与されました。

なお、今回の認定により、香川県内の「えるぼし」認定10社目となりました。



(注)「えるぼし」認定とは？

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク（通称「えるぼし」）を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

- ◆ 「えるぼし」の認定の段階は3段階あります。「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5項目の認定基準のうち、1つまたは2つを満たせば1段階目、3つまたは4つを満たせば2段階目、すべてを満たせば3段階目となります。



- ◆ 女性活躍推進法では、

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 状況把握、課題分析を踏まえ、(a) 計画期間、(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正社員を含めた全ての労働者への周知及び外部への公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表

が常時雇用する労働者の数が300人以上の事業主に対し、義務づけられています。

常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、上記①～④が努力義務とされています。

この件のお問合せは下記へお願いします。

担当部署 四国労働金庫 経営統括部

担当者 今城・坂口

電話番号 087-811-8004

Fax 番号 087-811-8101

200-2019-016